

外国為替取引とは何か

——外国為替における「信用関係」——

平 勝 廣

はじめに

- I 「為替信用代位説」とそれに対する批判的論見解——問題の所在——
 - II 「信用」概念の検討
 - III 外国為替取引における「信用関係」
 - IV 若干の歴史的考察
- むすびにかえて

は じ め に

国際決済＝外国為替取引が深く国内的あるいは国際的金融取引とむすびついていることは改めて指摘するまでもない。国際決済の発生基盤である国際経済取引は単に貿易取引や長期資本投資のみならず短期的な金融取引からも成っている。とりわけ、その時々国際支払の不均衡に際しての、いわば直接的に国際決済に関連しての貸借取引によって、当然行われるべき金決済の繰延べ、あるいは支払猶予が行われ、つまりは為替の需給の調整が行われて、結果として為替相場の安定が達成されることもあり、さらには、為替銀行は、真実の国際経済取引にもとづく支払決済を受動的にとり行うのみならず、利子生み資本の管理者として積極的に利子率格差や為替相場の変動を利用しての様々の操作——時には投機的なそれ——を営むことによって利潤獲得をもくろんでいることも云うまでもない。それは時に均衡的に作用することもあるし、時には均衡攪亂的にも作用する。1960年

代、とくにその後半以降に急成長したユーロダラー市場がそうした操作を拡大する重要な1つの要因となったことは周知のところであろう。国際通貨危機の深化に伴って発展した各国通貨当局間のスワップ協定やIMFにおけるSDRの創設にしても国家間信用の拡充によって1時的不均衡の調整をはかろうとするものであった。そもそもIMF自身が国際的な短期信用の供与を1つの目的として設立されたものであったのである。要するに、とりわけ今日では、国際決済制度や外国為替をめぐる諸問題を単に貨幣論的な視角に立ってとらえるのみでは不十分であるということである。1968年3月以降今日においても、不換の国民通貨ドルが依然として国際通貨として機能していることも、とくにその流通根拠の理論的解明を迫っている。こうした視角から、外国為替論の再検討、再構築が試みられるに至ったのはけだし当然のことであろう。そして、その場合、外国為替をその本質において信用論段階の問題としてとらえるという見解が強く打ち出される傾向が現われたのもまた当然のことかもしれない。

だが、考えてみると、IMFやスワップ協定等、様々の国家間信用機構や民間における国際的貸借取引が拡大発展する中で、国際通貨危機は深化し、ついにはIMF体制の崩壊に導いたこともまた否定できない事実である。その具体的な経過や諸原因は複雑で、深く現代資本主義の蓄積構造に根ざしてもいるのであるが、このことは、また、貨幣論的視角をぬいては

1 たとえば、徳永正二郎（『為替と信用』新評論、1976年。「為替取引と信用代位説」『金融学会報告』41号）、木下説二（『世界貨幣・外国為替・国際通貨(1)、(2)』九大『経済学研究』第39巻第1-6合併号、第40巻、4、5、6合併号）および片岡尹「為替取引と国際通貨問題—為替銀行の規定をめぐって—」『経営研究』第26巻第6号および「国際決済に関する覚書」同誌、第27巻第4、5、6合併号）村岡俊三（『マルクス世界市場論』新評論、1976年、第8、9章。「国際通貨問題とは何か」吉村正晴教授追悼論文集『現代資本主義の諸問題』1971年）等。もっとも徳永、木下、片岡三氏は後に取上げる「川合説」に立脚されているのに対して、村岡氏は、外国為替取引を国際的商業信用と国民信用—国際的商業手形と国内手形—との置換=交換と規定し、その交換比率が外国為替相場であるとされている。

現段階における国際通貨制度の混乱を解明することのむづかしいことをも示しているとはいえないであろうか。国際通貨ドルの価値安定や金問題——金廃貨という表面上の動きにもかかわらず——が絶えず論議され、弱い通貨から強い通貨への乗りかえが生じるのもそのことを示しているように思われる。こうして、外国為替や国際通貨の諸問題を信用論に偏倚して論ずることには疑問を感じざるをえないのである。とくに、さらにさかのぼっては外国為替をその本質において貸借取引の問題とする主張にはどうしても疑問をいだかざるをえない。こうして、われわれとしても、外国為替の原理的解明にたちもどる必要を感じる。

周知のように、外国為替の本質規定をめぐっては既に久しく論争されてきているが、本稿では詳細にその論争を取上げるというわけにはいかない²。まず、川合一郎氏によって精緻な理論にまで仕上げられた「為替信用代位説」とそれに対する三つの批判的見解をみていく中から問題の所在をさぐり、さらに外国為替における信用関係を検討し、最後に若干の歴史的考察によって、外国為替がまずもって貨幣論の次元で規定されるべきことを明らかにしたい。なお、本稿においては専ら為替取引に限定して取上げることをあらかじめ断っておかねばならない。

I 「為替信用代位説」とそれに対する批判的諸見解

——問題の所在——

1 既に「為替信用代位説」については再三取上げられており、その内容は周知のところであるが、最初に川合一郎氏によってその主張を簡単にみておくことにしよう。

2 わが国における外国為替論争史についてはさしあたって、今宮謙二『マルクス主義為替理論の研究』青木書店、1973年、第1, 2, 4章を参照。

(1) 「為替取引とは、そのものとしては、まず隔地間における貨幣輸送費を節約するための取引技術である。」「それは、二つの地域相互の間に相反する方向の支払諸関係が存在する場合には、この二地間の送金を、同一域内の支払に振替えることによって、互いに相殺しあうからである。これが為替の基礎的原理である。³」(為替の「技術的な貨幣取扱的な側面」)。

(2) この振替えの過程は「当事者の具体的行動としては、既存債権の肩代りという貸借取引として行われる。すなわち、

甲地	乙地
A	B
↓	↓
C	D

→ 貨幣支払
 …→ 債権の方向

A→Cの貨幣輸送(=貨幣取扱事務)は①貸付という形で、②しかもたんなる貸付ではなく、既存債権の肩代り、信用代位、債権譲渡の形で行われる。このかぎりにおいてそれはもっとも普通の信用代位たる手形割引や既存発行社債の買入れと異るところはない(「貸借取引的側面」)。

(3) だが、手形割引や既存発行社債の買入れの場合には、利子獲得を目的とするのに対して、為替の場合の代位は、隔地間支払に伴う金輸送費の節約を目的として行われる点で全く異なる(通常信用代位に対する為替代位の特殊性⁴)。

(4) 信用取引は、すべてこの目的に奉仕するように変形され加工され、為替取引、為替代位は普通の信用代位とは多くの違った外観を受けとることになる。すなわち、①為替取引は貸付行為であるのに、貸付者Aにとっては、Cに対する貸付は同時にBに対する自己の債務の返済であり、借入者Cにとっては、Aからの借入は同時に自己の既存債権の回収となってしまうから、A→C間の貸付に当然に伴うはずの、CからAへの返済という

3 川合一郎「外国為替と信用制度—桑野、村岡氏の批判にこたえる」(渡辺佐平編『インフレーション理論の基礎』日本評論社、1970年)、228・229ページ。同『資本と信用』有斐閣、1954年、187—188ページ。

4 以上、前掲『資本と信用』192ページ。

行為はなくなってしまう（為替取引における貸借取引としての独立性の稀薄化）。

② その結果、第一に「為替取引の売買的外観の強化、貨幣請求権の商品化の強化」が生れ、第二に「貸借行為の貸付一回取間に必然に存在する時間的経過が軽視され、時間的要素が稀薄となる。」（為替代位（＝貸借取引）の為替売買取引としての特殊な現象形態⁵）。

(4) かくして、為替取引は貨幣信用であるから当然利子が問題になるが、その取引当事者の目的が金輸送費の節約という特殊なものであるが故に、借手(C)が利子を払う場合のみならず、貸手(A)が利子——「貸付けさせてもらい賃」ないし「マイナスの利子」——を払うこともある⁶。為替相場とは為替平価にこの特殊な利子＝為替利子をプラス（ないしマイナス）したものにほかならない⁷。

以上が川合氏による「為替信用代位説」の要旨である。そこで、以下、小野朝男、海保幸世および柴田政利氏による川合説批判をみる中で、問題の所在をさぐってみることにしよう。

2 川合氏の所説が発表されるやこれに対して真向うから批判を集中されたのは小野朝男氏であった。氏の批判のポイントは以下のとおりである。

(1) 川合氏は為替取引＝信用代位＝貸付取引とし、そのかぎり通常の手形割引と異なるところはないとされるが、そもそも、エンゲルスの所論をみるまでもなく、手形割引は単純に貸付取引とはいえない。割引依頼人からみれば、商業債権の貨幣形態への転化なのだから、単なる売買取引である。けれども、銀行にとっては、それは一時的な貨幣（資本）の譲渡であ

5 以上、同書、192—194ページ。

6 為替相場が平価を超えて上昇する時が第二の場合であり、平価を下まわる時には第一の現象が生ずる（邦貨建ての場合）。

7 同書、194—203ページ。

8 周知の『資本論』第3部26章における手形割引に関するエンゲルスの書入のことである。

り、手形の満期とともに、貨幣資本の返済を受けるので、いわゆる貸付取引である。⁹

(2) 一体、貸付とは、一定期間後の返済を条件とする貨幣の譲渡であるが、為替取引の場合にはその条件がない。しかも、為替取引の場合、①目的は貨幣の融通にはなく、金輸送費節約のための対外決済手段の獲得であり、②返済は問題にならない。したがって、為替取引は貸付＝信用代位取引ではなく、為替取引は純粋に手形の売買取引であり、為替相場はその価格なのである。¹⁰

(3) もっとも、期限付の手形が取引される場合には、「対外決済手段としての手形の売買取引のほか、いま1つの貸付取引——信用代位——」がからみあってくることになるが、手形の一覧払化、電信技術の発達によって手形転送所要時間は最少限度に短縮され、期限付為替・参着為替にはどうしても付随する、貸付資本の介入をゆるす時間的契機は消滅するので貸付資本の為替取引への介入の余地は完全になくなってしまふ。その結果そこでの為替相場はもはや全く利子とは無関係に、本来の姿で手形の売買価格としてあらわれることになる。¹¹

これに対して、川合氏の反批判があり、さらに小野氏による再批判がなされるという形で論争は展開されたのであるが、ここではもはやこれ以上取上げない。両者の論争は結局のところ平行線をたどったのである。小野氏は、貸付とは1定期間の返済を条件とする貨幣の譲渡である以上、貸付

9 小野朝男「利子附資本と為替相場—為替相場理論の前進のために—」和歌山大『経済理論』第20号、118—119ページ。

10 小野「為替相場の本質について」『金融学会報告』I、1955年5月、59—60ページ。

11 前掲「利子附資本と為替相場」126—128ページ。なお、為替信用代位説は電信為替取引の場合でも、為替取引の貸付取引としての本質規定はかわらないとされている。むしろ、時間的契機がなくなることによって純粋に為替取引、為替相場の本質が示されると。(川合、前掲『資本と信用』214—216ページ)。

の要件たる時間的契機を無視した川合氏の主張には賛成しがたいものとして自説に固執され、川合氏もその主張においていささかの譲歩もみとめられなかったのである。¹²

小野氏の川合説批判については、他の論者から、通常の信用代位・貸付利子の条件からの批判にとどまっており、その特殊性解明のための内在的批判になっていない、また小野氏の手形売買価格説については現象形態をそのまま本質規定とするものであると¹³といった批判がなされている。たしかに外国為替取引を手形売買取引と規定するのでは、アナロジーとしてはともかく、本質規定としては不十分であるといわざるをえないとしても、小野氏の為替信用代位説に対する批判は問題の所在を鋭くつくものであったことは否定できない。一体、時間的契機を含まぬ貨幣貸付取引¹⁴——したがってそれは商業信用とも違い、本来の貨幣信用とも区別される第三の貸付取引ということになる——という概念を創出されることによって、為替取引したがって為替相場の本質の解明がなされたといえるであろうか。たしかに、「古典における貸付取引の規定との不一致を指摘するだけではすま

-
- 12 両者の論争についてはさしあたって、真藤素一「外国為替」(『資本論講座』第5巻、青木書店、1964年)を参照。なお真藤氏は、川合説を支持されている。
- 13 真藤、同上論文、314ページ。幸田清蔵「外国為替の原理」(村野孝編『国際金融論講義』青林書院新社、1973年)、61ページ。
- 14 幸田、同書、42ページ。なお、幸田氏は川合説を原則的には支持されているけれども氏は邦貨資金と外貨資金との交換に為替取引の本質を求めておられる(同書、61—62ページ)。なお、ここで氏が邦貨(ないし外貨)といわずに、邦貨資金(あるいは外貨資金)という表現をされているのは「外国為替取引には為替銀行の介入が必然的なものであり、…為替市場で形成される銀行間相場が本質的な為替相場」であり、「そこで動く資金は銀行資金としての形態規定を受けた貨幣であって、単なる貨幣ではなく、すでに利子要因を含む貨幣である」からだ。氏の所説について、詳細に検討することはできないが、単なる貨幣と利子生み資本としての貨幣との間に貨幣そのものとして相違があるとは思われない。
- 15 川合氏は先にもみたように、為替取引においては時間的契機が稀薄化するといわれているが、本来、時間的契機を含まぬ電信為替の出現によっても為替取引の本質はかわらないとされていることからみて、為替取引を時間的契機を全く含まぬ貸付取引と規定されていることになる。

されない¹⁶」としても、安易な「貸付取引」概念の拡張解釈が許されるわけではないであろう。為替取引にかかわる「信用関係」が改めて取上げられねばならない。

3 海保幸世氏は小野氏の以上のような川合説批判は十分な説得力をもたないとして次のように問題点を指摘されている。「小野教授は、貸付とは一定期間後の返済を条件とする貨幣の譲渡であるということを確認される余り、川合教授の為替相場＝為替利子説の理論的支柱たる信用代位の不当な拡張解釈と手形割引の本質規定の二点に関して全く批判の対象とされていない。したがって為替利子説の十全な批判として説得力をもたなかったのは当然である¹⁷」と。そして氏は、(1)為替利子が銀行の介入を捨棄した論理段階で本質規定がなされている点と、(2)川合氏の基本的論理構造が為替取引と手形割引をオーバーラップさせ、手形割引＝信用代位＝貸付であるから為替取引＝貸付であるというものであった以上、手形割引＝信用代位＝貸付という川合教授の見解に批判が向けられねばならないとして、この二点に批判を集中されている¹⁸。

氏によれば、本来の貨幣信用とは貨幣・金および法貨規定を付与された銀行券の貸付けであると理解すべきであるのに対して、手形割引の場合、為替手形に示されている商品売買——前貸でなく資本の移転——が、商業手形から銀行手形に転化後に無事完了するかぎり、銀行券の兌換や預金の引出は生じないから、つまりは現実の貨幣の貸付とはいえない。すなわち手形割引は本来の貨幣信用とはいえず、本来的に利子が問題になる貸付ではない。しかるにそれが現実には貸付取引とみなされるのはひとえに銀行家的観念——利子生み資本観念によって本来の貸付取引と同一視されるか

16 真藤，前掲論文，314ページ。

17 海保幸世「為替利子説に関する一考察」『経済論集』第18巻 第2号，179ページ。

18 同書，182ページ。

らである。だがこの点に関しても、為替取引は理論的には輸出入業者相互間での取引であるのだから、元来貸付取引ではなく、それ故利子は存在しないのであると。¹⁹

要するに、海保氏によれば、川合教授は「本質的には貸付とみるべきでない手形割引＝信用代位を貸付と規定され、しかも輸出入業者間という機能資本家間での為替取引を、手形割引における本質的に異なる商業信用の銀行信用による代位と同一視するという銀行業者的視角から理論展開されざるを得なかった」と。²⁰

以上が海保氏の川合説批判である。機能資本家相互間での特殊な利子を伴う特殊な貸付取引と規定された為替信用代位説＝為替利子説に対する批判としては疎漏がないかと思われる。だが、次のような疑問もわく。²¹すなわち、氏の主張にしたがえば、為替取引は輸出入業者間での直接的取引として行われるかぎりは手形割引とは異なり、貸付取引とはいえないとしても、もし、銀行が為替取引に介在するに至れば、手形割引が貸付取引と観念されると同様な意味において為替取引もまた貸付取引とみなされるということになるのだろうか、ということである。小野氏にあっては、手形割引と為替取引との相違に力点がおかれていたのに対して、氏にあっては

19 同書、184ページ。手形割引は「信用貨幣による代位ですむ以上、貨幣・金および法貨規定を付与された銀行券の貸付という厳密な意味での本来の貨幣信用に対して名目的である。したがって、本質としては手形割引は本来の貸付であるというべきではない」（同書、186ページ）それ故に本来手形においては利子は問題にならないと。

20 同書、188ページ。

21 以下に述べる点のほか次にのような疑問もある。すなわち、氏は手形割引においては信用貨幣の代位で終始するかぎり、それは商業信用の単なる延長上のものであって利子は問題にならないとされているのであるが、これは利子率の変動要因とはならないということであって、利子関係がはいりこまないということではないと思う。もとよりこれは、貸付ける資本とは何か、その具体的存在形態はいかなるものか利子率の変動要因は何かといった大きなテーマであって、ここではこれ以上立ち入って述べることはできないけれども、同じく「信用」といっても商業信用の単なる延長として銀行信用をとらえることには賛成できない。

かえて両者の差違がいまひとつあいまいになっているのではなからう²²か。このことは川合説批判に力点がおかれたためもあってか、為替取引の本質規定に関する氏自身の積極的な見解が明らかにされていないことにもよるのかもしれない。

4 為替取引は債権の肩代り移転、つまりは信用代位であるという意味とかぎりにおいては、手形割引と共通であるが、果して、手形割引における信用代位と外国為替取引におけるそれとは本質において同一視しうるのかという立場から、「為替信用代位説」を批判されたのは柴田政利氏である。氏は次のように主張される。

「なるほど、一般的にいえば、債権の肩代りは貸付であるかのように思われるであろう。しかし、肩代りされる手形の性質が、外国為替手形と通常の商業手形とが同じ性質のものであるうか。両者は、本質的に異なっているのではあるまいか。この点が川合教授の理論の成否の岐路といわなければならない。すなわち、外国為替手形が通常の商業手形——商業貨幣——と異なるとすれば、形式は肩代であっても、それは貸付ではないといわなければならない。²³」それ故「外国為替取引の本質は、対象となる外国為替手形の性質と取引の内容の解明によって明らかにされるであろう」と。

22 「桑野教授の場合には、以前の諸氏と比較して為替取引と手形割引との同一性の確認から川合教授の為替利子説を批判された点では正しいわけであるが、……」（同書、182ページ）。むろん海保氏にあっては、為替取引が銀行の手で営まれるに至った段階においても、通常の手形割引と、全く同一視されているというわけではない。氏は次のようにその点についていわれている。「輸出業者から銀行が輸出手形を割引いただければ、国内の手形取引と異なり為替取引は成立しているとはいえない。つまり本来のもう一方の当事者である為替手形の需要者＝輸入業者が取引関係に入っていないからである」と。（同書、174ページ）だが、それとともに氏は銀行は利子獲得のために輸入業者と輸出業者との仲介者として為替取引にはいつてくることをみとめられているのであり、そのかぎりにおいて、為替取引と手形割引とはいずれも銀行家的観点からは貸付取引として位置づけられることをみとめておられるように思われる。

23 柴田政利「外国為替相場理論についての若干の問題点」『明大商学論集』第39巻第4号、81ページ。

それでは外国為替手形の性質と取引の内容はいかなるものとして理解されるべきなのであろうか。三つの点が指摘されている。

(1) まず一国内での取引関係についてみると、外国為替手形の買い手(A)から外国為替手形の所持者(C)へ譲渡される貨幣は——川合氏はこの両者の取引についてAのCに対する貸付取引とされるのであるが——A Cともに機能資本家なのだから貸付資本としての貨幣資本ではなく、機能資本としての貨幣(資本)であって、それ故Aの行為は真の意味の貸付とはいえない。²⁴ Aは貨幣金の輸送費を節約するために、この行為をなすのである。

(2) また、取引の対象となる外国為替手形は、通例の信用取引——商業信用——の結果として生ずる国内の商業手形とはちがって、外見的には類似してはいても、国際間の商品取引の隔地間での、国境を異にした——貨幣制度を異にした——地域間で行われるという特殊性にもとづいて生じたものである。つまり国際的商品交換においては隔地取引であるという特殊事情から貨幣金と商品との同時交換が不可能であることのために、私有権を保証し——つまり貨幣の回収を確実にし、貨幣=金の輸送費を節約するために、手形形式、「商業信用の形式をかりたもの」が外国為替手形には²⁵ かならない。「信用を含まないにもかかわらず信用としてあらわれる」²⁶ ところに外国為替手形の特殊的性格があるのであって、そのかぎり、川合氏の主張のように、為替取引において、返済類似の形式が発生してくることは否めないとしても、「それはもともと真の信用関係でない」のだから、²⁷ 従ってAの行為は貸付取引ということはできない。

(3) 外国為替手形が国内商業方向と異っている第二の点は、「商業手形は商品を代表するが外国為替手形は貨幣金を代表して」おり、「貨幣金—

24 同書, 87ページ。

25 同書, 81~82ページ。

26 同書, 90ページ。

27 同書, 88ページ。

—現身としての世界貨幣——そのものと見なすべき性質のものである。すなわち、貨幣請求権である商業貨幣としての手形の取引でなく、貨幣金そのものとしての手形であるという特殊性をもつ」ことである。それ故（小野教授の主張されるような）売買としての手形取引でもないことになる。²⁸」

そして、柴田氏は結論として、為替取引は、信用の外被をもつかぎり、「貸付—返済という形式をあらわすのであるし、また貨幣による買取りという点を強調すれば、売買形式としてあらわれることもありうる」が、「しかし、これはいずれも擬制化されたものであって、貸付でもなく売買でもないし、また両者でもある特殊な性質をもった取引が、為替取引とというるであろう」と²⁹されている。

通常国内の商業手形と外国為替手形との本質内容における相違を明確にすることによって、外国為替取引の本質を規定することを主張された柴田氏の視角には学ぶべきところが多いように思われる。もとより、氏の主張に全面的に賛成するわけではない。むしろ、さらに明確化されるべき重要な点が残されている。氏の結論にしてもあいまいさが残っている。いわく、貸付取引でもなく、売買取引でもなく、かつまた両者でもある取引、それが為替取引であると。

これは、氏における外国為替手形の本質規定が必ずしも明らかではないことに根ざしているのではないだろうか。先にもみたように、「貨幣債権としての（国内商業）手形」に対して、外国為替手形は、貨幣金——現身の金としての世界貨幣——そのもの、ないし外貨そのものとみなすべき性質のものでされている。だが、外国為替手形が直接に内包する関係は国民通貨に対する請求権であり、そのかぎりでは、——外貨に対する債権か

28 同書，92—93ページ。

29 同書，89ページ。

自国通貨に対するそれかの違いはあるが——、国内商業手形とはかわら³⁰ない。そして、為替取引は貸付取引なのか否かを問題にしていることで解明されるべきは、外国為替手形に化体している債権は何に対する請求権かではなくて、いかなる請求権かではないだろうか。この点が明らかにされていないために次のような疑問もまたわいてくるのである。

すなわち、氏の主張にしたがえば全ての外国為替手形は商業手形とは全く別個のものであるということになり、国際間の商業信用取引は一切ありえず、したがってまた国際的商業手形は存在しないということになるのではないだろうかということである。あるいはわれわれの誤解かもしれないがそのように読みとれるのである。現実には国際的な商業信用取引——商品の売買取引に合体して行われる貸付取引——は広く行われ、そこで振出される期限付きの商業手形が外国為替取引の対象として現われるのである。商業信用取引は国内・対外取引を問わず、地理的、自然的あるいは技術的、慣習上の要因のいずれによるものであるにせよ、商品引渡しと貨幣譲渡との時間的隔りとして生ずるものである。歴史的にみても商業為替手

30 もとより、外国為替手形の場合、相殺されない部分については、世界貨幣金での支払がなされねばならないのであり、その基礎には支払手段としての世界貨幣金の存在が常に前提されていることを忘れてはならないし、それに先立っては価値尺度としての世界貨幣金の機能が前提されていることは言うまでもない。むしろ外国為替手形は直接には外貨請求権であるから、その外貨は金鑄貨、銀行券、預金通貨と歴史的に変わってこよう。そして金本位制下では外国為替手形—預金通貨—銀行券—金鑄貨といった重層的関係が成立する。ここでの金鑄貨は更に世界貨幣金として、つまりは現身の金としての詳細をうけるのは言うまでもあるまい。国内手形についても同様のことが云えよう。もっとも不換通貨の時代に至れば国内手形にとっての支払手段は不換の通貨である。外国為替手形の場合にも、現実には、不換の通貨によって支払われるほかはなくなる。1971年8月以降、国際通貨ドルは名実ともに不換化して、それによる支払決済が行われているのである。だが、事実上、不換化したドルが国際取引に利用されるといっても、絶えず、通貨混乱、為替危機を招来していることからして、それが最終的支払決済の手段として十全な機能を果しているとはいえないであろう。いずれにしろ、現在の不換通貨ドルの流通をめぐっては改めて取上げることにしたい。

形はむしろ国際的な商品取引において用いられた外国為替手形として成立したといわれているのである。

こうして、先にも述べたように、ここでのわれわれにとって解明すべき点は、外国為替手形に化体している貨幣請求権の性格内容であることは明らかである。柴田氏の着眼点も実はそこにあったのではなからうか。もしそうであるとすれば、ここでわれわれが直ちに気づくのは、現実の外国為替手段としては、期限付きの為替手形のほかに、一覽払手形、小切手および書信指図ないし電信指図方式の外国為替があり、そしてこれらはいずれも外貨請求権が化体したものとみることができ、その本質内容においては厳しく区別されるべき相違があるということだ。すなわち、期限付き為替手形は貸借の債権債務関係を内包するのに対して、後四者は貨幣取引上のそれを内包している³¹のである。

そして、つまるところ、為替信用代位説だけでなく、それに対する批判においても、この両者の区別がなされていないところに1つの問題点があったのではないと思われるのである。外国為替手形に化体する債権債務関係が国内商業手形のそれとは異なることを強調することによって、「為替信用代位説」を批判された柴田氏にあっても必ずしも、貨幣取引上の信用関係と貸借の信用関係との区別といった形で明確に問題がとらえられていなかったために、結局為替取引の本質内容が十分には明らかにされなかったのではなからうか。そして実はこの両者を明確に区別することが、為替取引をとらえる場合にも重要な1つのポイントとなるように思われる。にもかかわらず、従来、一切の外国為替手段が区別されることなく、

31 もっとも前三者が信用証券であるのに対して、後二者はそうではない。すなわち①書式が法によって定式化されていない。②特殊の法律によって関係当事者間の権利・義務が明確に規定されていない。③流通性を欠いているという点で信用証券方式の前三者とは異なる。しかし後二者は通信技術の発達を背景にして発達した貨幣取引上の技術であって、それらの内包する関係は、一覽払手形や小切手と同様に貨幣取引上の債権債務＝信用関係であるといつてよい。

事実上、同一視されていたかのように思われるのは不思議なほどである。

II 「信用」概念の検討

貨幣取引上の信用関係と貸借的信用関係の問題にはいる前に、まず、貸借取引とはいかなるものであったかを確かめることから始めよう。といえども今さら取上げる必要のない、自明のこのように思われるかもしれないが、実は、小野氏と川合氏の論争からもうかがわれるように必ずしもそうともいえないし、また、同じく債権債務関係といっても貨幣取引上のそれと貸借取引上のそれとがあるということを明らかにするうえでも、貸借取引のことにふれないわけにはいかないからである。

云うまでもなく、貸借取引が行われると取引当事者間に債権債務関係が生じる。貸主が貸し、借主が借りる行為をもって、貸借取引は始まり、ついで1定の時間の経過後、借主が返済し、貸主が回収する行為をもって、それは終わるのである。それとともに、貸主の借主に対する債権債務関係は消滅する。これが通常云うところの貸借取引である。そして、それには大きく分けて商品流通に合体して行なわれる資本価値をめぐっての貸付取引——商業信用と、金銭を用いて行われる金銭消費貸借——銀行信用＝貨幣信用とがある。銀行信用と商業信用とが資本制信用の二大形態である。

ところで、新たに債権債務関係が発生するのではないが、同じく貸付取引とみなされる取引がある。債権の肩代り・売買、いわゆる信用代位の場合がそれである。例えば、銀行による手形割引の場合をとりあげてみよう。手形割引とは商業手形に化体して含まれる商業上の債権を銀行が手形債権者から買入れることである。したがって、ここでは債権債務関係が新たに形成されるわけではない。割引人は実際に価値物を貸しつけ手放すわけではない。割引人にとっては貨幣が商業上の債権に、逆に割引依頼人にとっ

ては商業上の債権が貨幣形態に転化するにすぎない。割引依頼人は銀行に対して債務を負うわけではない。むしろ裏書上の義務を負ってはいら³²が、銀行の得る手形に内包される債権は、以前と同様にその手形支払引受人に對するものである。つまりは銀行による債権の肩代わりなのである。そのかぎり、手形割引は本来の貸付取引とは同一のものではない。そこから、手形割引の本質規定をめぐる見解の対立も生じたのである。けれども、手形割引は貸付取引とみなされ、割引料が生じる。それは何故か。手形割引は、単なる商業手形＝単なる商業信用と通貨として機能する銀行手形＝銀行通貨との交換であるからだ。手形に内包される債権債務関係は期限付きのそれであり、商業取引に合体して行われる貸借取引に由来するものであって、つまりは手形割引によって肩代りされる債権は、貸借取引上の債権＝貸借的信用関係だからである。³³

32 手形割引依頼人が裏書き上の義務を負い、もし、手形が不渡りとなった場合に銀行から溯及を受けることをもって、手形割引が貸付取引であることの根拠とされる見解もある（例えば、川合一郎「為替相場について—小野氏にお答える—」『経済評論』1955年7月号、81ページ）。「しかし、被割引人が銀行から『溯及』を受けるのは、被割引人としてではなく、最後の裏書人としてである。この『溯及』を可能ならしめる債権債務関係の連鎖は、裏書の基礎になっている商業信用の連鎖であるからである」（海保、前掲論文、185ページ）。そして彼は「この責任を他の裏書人たちや振出人と分担しているのであって、これらの人々にたいしては彼自身が求償権をもっているのである」（『資本論』全集版Ⅲa、582ページ）。なお、手形割引の本質規定については、法律学者の間でも手形の売買取引とみる通説と金銭消費貸借とみる見解との対立がある（石井照久と鴻常夫増補『手形・小切手法』有斐閣、1970年、156～7ページ）。銀行は金銭消費貸借とみなす立場から、これを証するため、顧客に対して買戻約款を含む取引約定書の差入れを求めるのが普通である。

33 とはいっても商業手形の本質を貸借的信用にのみかわらせて規定するのは一面的である。というのは本来為替手形は、二個の商業上の債権債務関係を1個の債権債務関係に縮減し、もって支払手段の流通を節減するという貨幣流通上の技術として出てくるのだからである。そして為替手形の作成の結果として生じた債権債務関係は当初の二個の商業的信用関係とは区別された、貨幣流通技術上の信用関係＝貨幣的信用であることに注意しなければならない。このような関係の形成裏書による展開にもとづいて商業手形は商業貨幣へと転化するのである。（この点については、高木暢哉、竹村脩一『貨幣・金融の基礎理論』ミネルヴァ書房、

それでは、逆に債権債務関係が生ずる取引であれば、全て貸借取引といえるであろうか。たとえば、銀行は預金取引を営んでいる。貨幣を預かり、保管し、顧客の要求に応じてその支払を行なう。この場合、顧客は銀行に対して貨幣の返還を請求する権利をもち、銀行はこれに応じる義務を負っているのである。ここにはやはり債権債務の関係が存在する。だが、この預金取引上の債権債務関係は貸借取引にもとづいて発生したものではなくて、寄託上のものである。銀行の行なう預金取引とは本来貨幣取引³⁴に属するものであった。

送金取引の場合を考えてみよう。銀行が顧客との間で送金契約を結ぶ場合、一方で貨幣をあずかり、これを他の地域において返済する義務を負うことになる。送金依頼人の立場からいえば、一方で貨幣をあずけるかわりに、他の地域での返済を要求する権利をもつ。ここでも銀行と顧客の間には債権債務の関係が生じている。だが、云うまでもないことであるが、預金取引と同じく、送金取引は貸借取引ではなく貨幣（流通）取引にほかならない。

要するに、同じく債権債務関係といっても貸借取引にもとづいて生ずるばかりでなく、預金取引や送金取引によっても生ずるということが明らかとなった。前者を貸借的信用関係というならば、後者は貨幣取引上の信用関係である。前者は貸借という客観的行為にもとづく債権債務関係ないし

1968年、209～212ページ)。とはいえ、手形割引が生じる場合には、商業手形は商業上の債権債務関係—貸借的信用—が化体したものととして、割引かれるのであり、そういう単なる商業手形＝商業信用と通貨として機能する銀行手形＝銀行通貨との交換であるので貸借取引とみなされ割引料が生じるのである。(同上、254～257ページ)。

34 貨幣取引とは「貨幣そのもののいろいろな規定性と貨幣の諸機能とから、つまり資本もまた貨幣資本の形態にみれば行なわなければならない諸機能から、生ずる」いろいろな操作であり、それら「操作が独立して特殊な諸業務になることによつて貨幣取引業が生ずる」(『資本論』第三卷、全集版25a、395ページ)。例えば送金・代金の取立、貨幣の保管・出納・両替およびそれに判う振替、記帳、差額計算支払い決済等、が貨幣取引ということになる。

信用関係であるのに対して、後者は貨幣取引にもとづく債権債務関係であり信用関係である。³⁵ いかえれば、債権債務関係の生ずる取引であるからといって、その取引が直ちに貸借取引であるとはいえないということである。なお、以上に述べた寄託の信用や貸借の信用は客観的行為としての給付との二つの行為からなるが、その他に、支払債務の単なる承認とそれに対する債権という形での、つまりは片務的債権債務関係も存在する。云うまでもなく、それは銀行貨幣に化体して現われる。預金通貨や銀行券は本来寄託取引に根ざしての債権債務関係がそれ自身通貨として機能するに至ったものであるが、そうした関係が前提となってやがて、貨幣を預ることなく創り出され、通貨として機能することにもなった。そうして創出される銀行券や預金通貨が直接的に内包する関係は、ただ貨幣を引き渡すというだけの約束であり、貨幣取引上の債権債務関係である。一覽払手形にしてもそれは本来貨幣流通取引の技術的手段にほかならず、それに化体して含まれる債権債務関係も貨幣取引上のそれというべきである。これらの振出しや支払いは云うまでもなく、あるいはその肩代り＝売買移転³⁶は貸借取引というよりもむしろ貨幣流通取引に属するといわざるをえない。形式上債権の肩代り、「信用代位」であるからといって、必ずしも貸借取引とみなすことはできないのである。

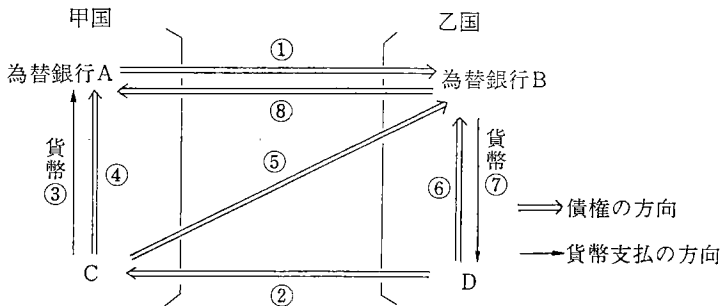
外国為替取引にそくしててみよう。

- 35 預金取引や送金取引に際して生ずるのは寄託の信用関係であるが、ここでは貸借取引上の信用関係＝貸借の信用に対して貨幣取引上の信用関係と呼ぶことにしたい。付言しておくに寄託の信用、貸借の信用のほかは信託取引にもとづく信託の信用がある。この点については、高木暢哉『銀行通論』春秋社、1950年、10ページ、高木暢哉・竹村脩一『貨幣・金融の基礎理論』ミネルヴァ書房、200—204ページ。以下の叙述に関しても、同書参照。
- 36 といっても、小切手や一覽払手形が売買されることは普通には生じない。それは一覽払いであって、それ自身がそのまま支払手段として機能しうるからである。為替取引—外国および国内—の場合にのみ売買が生じるといってよい。

外国為替取引が貨幣債権の売買取引、いわゆる信用代位取引として現象することは論をまたない。しかるに既に明らかなように、外国為替手段としては大きくわけて、(1)貸借の信用関係が化体した期限付の為替手形——国際的商業手形と、(2)貨幣的信用関係が化体したもの——一覽払手形・小切手および書信・電信為替指図方式の外国為替——の二種類のものがある。したがって外国為替取引が期限付きの為替手形の売買という形態で行われる場合にはそれは貸借取引であり、一覽払手形等により行われる場合には貨幣取引であるといわなければならないであろう。(もとより、いずれの場合でも、外国為替取引においては異種通貨間の交換という操作が伏在しているのであるが)。しかし、単純にこのように為替取引の本質を二様に規定することはできないであろう。両者の区別をふまつつも、両者の関連を明らかにし、その上立って為替取引の本質規定がなされねばならない。節を改めて検討することにしよう。

Ⅲ 外国為替取引における「信用関係」

現実の外国為替取引における債権債務関係の移転とその内容を中心に検討する。まず送金（並）為替取引からとり上げよう。³⁷



37 以下の考察にあたって、木下悦二、前掲論文(1)、48ページ以下を参考にした。ア

1. 送金 (=並) 為替取引

(1) 甲国送金人Cが乙国Dに対する債務②を決済するために、為替銀行Aに貨幣を支払って③、Dを受入人とする乙国通貨建のB銀行宛一覽私の送金手形 (=支払指図書) を受けとる。これによってC A間の債権債務関係④は、C B間の債権債務関係⑤に転化する。

(2) Cはこの送金手形をDに送る。その結果②と⑤の二つの債権債務関係は、B D間の債権債務関係⑥に縮約される。

(3) 最後にBがDに乙国通貨で支払いを行えば⑦、A C間の送金のための契約は果されることになる。

ここで問題はA Cの取引はいかなる取引なのかということである。それは貸借取引であるというのが「為替信用代位説」であった。だが、我々の見解からすればA Cの取引はいかなる意味でも貸借取引ではありえない。

第一に、A Cとの取引は甲国Cが甲国Aに貨幣を寄託し、乙国で乙国通貨建てで返済するという内容のものであって、つまりは両替と送金をその内容とする純粋に貨幣取引であり、A C間に生ずる債権債務関係は寄託的なものである。

第二に、AがCに渡す送金手形は一覽私の³⁸それであって、AがBに対して預託している通貨に対する請求権①である。つまりは渡される手形が内包する債権債務関係は貨幣取引上のものであり、それは、貨幣手形にほかならない。BがDに支払ったのはAの勘定からAにかわって行ったにすぎない。要するに、ここでは全てが貨幣取引の枠内で処理されているのである。

図も一部作りかえて転用。なお、以下では取引は乙国通貨建で行われ、したがって外国為替取引は、甲国の側で行われるものとする。

38 ここでA振出しの手形を一覽払いとすることに疑問があるかもしれないが、送金取引の場合にはそういうものとして想定すべきである。期限付き手形は次に取上げる取立為替取引において取扱われることになるからだ。

しかるにA C間の取引はCのAに対する貸付取引であるというのが信用代位説である。³⁹川合氏によれば、AのCへの返済は独立してはあらわれなけれども、AのCへの返済は、論理的には相殺の形で、目にみえる形ではBのDに対する「返済」という形で敷衍するというものであった。だがBのDへの支払を直ちに、貸付に対する返済としてとらえるのには納得しがたい。先述したように、この支払は送金手形＝貨幣手形に内包される貨幣取引上の債務の支払いであって、あくまでも貨幣取引上のものとみなされるべきものだからである。

- 39 徳永正二郎氏は「送金人CによるA振出手形の買取りは、Aが乙国で乙国通貨で返済することを条件とした貸付取引」であり、これを通常の貸付取引＝「時間的貸付取引」に対して『空間的』な貸付取引と規定されている（徳永正二郎「外国為替取引とは何か—為替信用代位説批判によせて—」『西南学院大学商学論集』第21巻4号、121頁、147頁）。したがって、A C間の取引はCのAに対する空間的な貸付取引ということになる。だが、この規定によればAの側からみれば、Cに対して乙国で貸付け甲国で返済するという内容の信用を与えているともいえる。というのはAは乙国に乙国通貨建ての資金をもち、Cは甲国に甲国通貨建て資金をもっているという前提で、A C間の為替取引は行われるものと想定されているのだからである。この点に着目された片岡尹氏はAは甲国で貸付けられ、乙国で返済するという内容の信用をCからうけるかわりに、Cに対して逆に乙国で貸付け甲国で返済するという内容の信用を与えているのであって、両者はお互に「空間的信用」を与えあうのだとされている。「したがって、A C間の貨幣授受は、貸付けとも返済とも規定しえない、もちろん貨幣形態を重視すると、CからAへ貸付けたと理解するのが正当なようであるが、動機からすればそうとも断定しえない」と。なお、この段階ではA Cはともに機能資本家が想定されているのであるが、A Cの取引が銀行（＝為替銀行）によって媒介され、為替銀行が自己の勘定で為替取引として営むに至れば、この銀行は「Aに対しては乙国で返済するという条件で甲国で貸付け、Cに対しては甲国で返済するという条件で乙国で貸付ける」ことになるとされる。つまり輸出・入業者A・Cが直接に取引する段階ではA Cはお互に空間的信用を貸付けた（それは同時に返済でもあるという）のに、為替銀行がはいってくるとA、Cともに銀行から空間的信用をうけるのみであるとされるのである。（片岡尹「為替取引と国際通貨問題」『経営研究』第26巻6号、45～52ページ）何故そうなるのか。納得のいく説明はみあたらない。銀行とは本来貸付取引を行って利潤を獲得するものとする単純な理解があるのであろうか。為替銀行、あるいは銀行の本質についての一面的理解—貸付取引にのみかかわらせてとらえる—が伏在しているといってよい。銀行は貸付取引と貨幣取引とを一体化して営むものである。いずれにしろ以上のような見解は貨幣取引についての理解が欠如していることに起因しているといってよいだろう。

さらに、A C間の取引が貸付取引であることを示す事実として、しばしば指摘されるのは名宛人Bが支払を拒絶した場合の手形振出人の弁済義務の存在である。この点について云えば、BがDに対して支払うのはAの被委託者⁴⁰=代理人としてであって、そうである以上その支払が拒絶された場合に手形振出人Aが弁済の義務を負うのは当然のことである。なお、送金依頼人とAとの間に送金を依頼するという委託契約があるわけで、それは当然有償契約であり、そういう意味においても、手形が支払拒絶となればAは送金依頼人Cに対して債務不履行——といっても寄託上のつまり貨幣取引上の債務不履行——の責任を負うことになる。

ところで、我々はA C間で為替取引が行われるに際してはAはBに対する要求払いの貨幣請求権をもつことが前提となるとしたのであるが、木下氏はむしろこの前提は当面の為替取引そのものの範囲外にあるものとされている。図でいえばAのBに対する債権①の存在はA C間の為替取引の前提条件なのではないといわれる。もし①が存在しないものとすれば、BがAにかわってDに支払いを行った時点でBのAに対する債権——貸借の信用——が生じることになる。そしてそのことが木下氏によれば、A Cの取引が「CからAへの貸付取引である」ことのもう1つの証拠であるとされる。⁴²

40 例えば木下悦二、上掲論文(1)、50頁。なお、氏は小野朝男氏に代表される手形売買取引説に対する批判としてこの点を強調されているのである。我々も為替取引を手形売買取引と規定するのみでは未だ不十分であることには異論はないけれどもかといってそれを貸付取引とされるのには納得できない。

41 A C間の取引に先立ってというよりも、正確にはA振出の手形がCを経てDに郵送され、DによってBに対して呈示請求される時点—ここでの前提ではこの場合の手形は一覧払いであるから、呈示と支払請求は同時である—に、BにおけるA名義の口座に預金残高が存在すればよい。もっとも本稿では一覧払手形や書信式の為替取引においては、郵送や諸手続きに要する時間的契機は無視しているのであるが。

42 「つまり、Aにとって為替取引完了ののちにBに対する債務が残る限り、A C間は肩代り取引(=貸付取引)であって、手形という商品の売買とはいえない」^ア

たしかに①が存在しないという前提に立てば、BがAにかわってDに対する支払いを行なったとすれば、そのことはBのAに対する貸付を意味する。そして、AC間の為替取引がこのようにBA間の貸借取引を不可避的に随判するものとすれば、為替取引そのものは貸付取引ではないとしても、為替取引は信用論次元での現象といえるかもしれない。しかしながらCAの取引は必ずしもAB間の貸借取引を不可欠の前提とするものではない。歴史的発生的にみれば、むしろそうしたものとして為替取引は発生し発展してきたと考えられる。氏自身もその点は既に認められるところである。「少くとも、19世紀中頃までは支払指図書としての為替手形の振出しは大部分、……相手国内に取立てるべき債権をもつ商人が振出して、これを送金目的で買取る形式のものであった」。そして、「その限りで、滞りなくBがDに支払いを完了するかぎりでは、①と⑧の相殺も同時に完了するものであった」⁴³と。本来、為替取引は相対抗する国際的債権債務関係を相殺することによって、「現送費」を節約するためのものである。

近代的な為替制度の下では、たしかに、必ずしもAがBに対して債権を保有していなくとも、AC間の送金為替取引が行なわれることがありうる。CD間の債権債務をAB間に振替える取引(②→⑧)と、AB間の相殺取引(⑧と①)とが相対的に独立し、氏のいわゆる為替取引の二重化が生じるのである。だが注意すべきはそれには、いつでもAがBから必要ならば支払猶予等の形で金融をうけることができるという取引関係、具体的に

(()は引用者)。(同書、P50—51)なお、直接に国際的決済取引にむすびついて行われる貸借取引、調整的金融取引が行われるのは、不均衡が一時的で短期的な場合にかぎってのことであることを忘れてはならない。貸借的信用の拡充によって、容易に国際的不均衡が金現送なしに、決済されうるかのごとき見方が出てくることにもなりかねないからである。世界貨幣金による支払取引が前提されての貨幣流通技術としての為替取引の生成、発震なのである。この点はとくに注意されるべきである。

43 同書、51頁。なお、原文では⑧がぬけており、そのためA←Bは⑦となっている。

は当座貸越契約をも含むコルレス関係の発展があつてはじめて可能となっているということである。すなわち、「国際的信用制度の発展、したがって外国為替銀行間の密接な信用関係の確立した」⁴⁴段階においてのことなのである。木下氏はそういった高度に発達した段階での国際的な貸借取引とむすびついて行われるに至った外国為替制度を本来の外国為替制度としてとらえ、そこから為替取引が本質において信用論次元の現象であると主張されているように思われる。そうではなくて、元来、貨幣取引として成立した為替取引がその発展の中でいかにして貸付取引とむすびつくに至り、⁴⁵近代的な複雑で多面的な外国為替制度が確立してきたのかという視角からの考察が要求されよう。

なお、既に述べたところから明らかであるが、たとえ、①がA C間の取引に先立って存在せず、A C間の取引の結果としてBのAに対する債権が生じるとしても、つまりはA C間の為替取引がBのAに対する貸付取引によって支えられる場合でも、A C間の為替取引そのものは依然として貨幣取引であることにはかわりはないことに注意しておきたい。AがCに渡す送金手形（一覽払銀行形）は、たとえそれがその支払を指図する預金がBのAに対する貸付（当座貸越）によって生じたものであるにせよ、依然として貨幣手形としての本質においては変りないからである。そのかぎりにおいては氏のいわれるように、②—⑦の取引は①の存在を前提するものではない。AのBに対する要求払いの預金債権がいかにして生じたのか、つまりBのAに対する当座貸越その他の借入れの結果によるのか、⁴⁶そうでないの

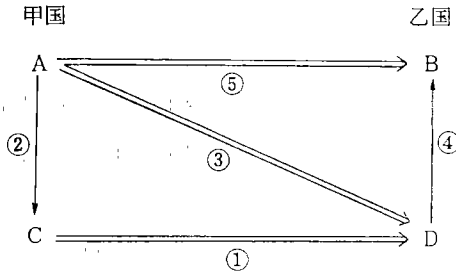
44 同書、51頁。

45 外国為替取引は始源にさかのぼると、貨幣取引業者による送金取引の発達の中から、その技術として発生したもので、したがって外国為替手形は両替送金手形として発生したというのが通説である。なおこの点については次節で取上げる。

46 AがCに対して渡す手形は送金のための手形＝貨幣手形であり、当然にA Cの取引は貸付取引ではなく、貨幣取引といわざるをえないからだ。もっとも氏を含めてほとんどの為替信用代位論者が、貨幣手形と商業手形との本質における差違

かはA C間の取引の本質にいささかの変化をもたらすものではない。

2 取立 (=逆) 為替取引



取立為替というのは債権者C（例えば輸出業者）が乙国の債務者D（輸入業者）を支払人とする手形を振出して、為替銀行Aに取立てを委託してDから代金を回収する為替形式である。この場合、AがDから代金を取立てた上で、Cに支払いをするのであれば、この取引構造は先の送金為替の場合と全く同一のことに帰するので、為替銀行が期限付き為替手形を満期日以前に買いとるという場合のみがここでの問題となる。そうすると、この方法は、並為替の場合と異って、通常の手形割引とかわらないことになる。もっとも、為替銀行Aは、乙国通貨建の手形と引きかえた甲国通貨を引渡すのであるから、そこには異種通貨間の換算という操作が伏在しているのであるが、その点を別とすれば、A C間の取引は為替銀行Aによる、CのDに対する貸付取引として規定しうる。取立為替取引が貸付取引と為替取引とがむすびついたものという点については異論をもつ論者はないと

についての認識がうすく、したがって商業手形であれ、貨幣手形であれ、その買とりは貸付取引として同一視されているようにみうけられることはすでにみたところである。電信為替の場合でも貸付取引であるとさえいわれているのである。なお、AがCに対して渡す手形を送金手形=貨幣手形としていること—そして、それはここではさしあたってAが為替銀行であると仮定していることから当然のことなのだが—に対して疑問のもたれるむきがあるかもしれない。すなわち、輸出手形が送金手段として買われ、そうしたものとして対外的な送金取引にも用いられたという事実があるからである。この点についてはあとで取上げる。

思われる。だが両取引がむすびついているというのはどのような内容をさしているのであろうか。更に追求する必要があるように思われる。さて、A C間の取引の結果、輸出業者Cにとっては、将来乙国で支払われるべき非流動的な商業上の債権が満期に先立って、自国において流動化することができることになる。このことから、徳永氏は、取立為替取引は本来の信用代位＝「時間的貸付取引」と「為替信用代位」＝「空間的貸付取引」と「を包含するもので、前者の取引にすぐ接続して、後者の取引が継起的に発生している」とされる。いわば氏にあっては二重の貸付取引として取立為替取引はとらえられるわけである。⁴⁷空間的貸付取引という概念自身のもつ問題点については先に(注39)ふれたので、その点はさておいて、ここで氏のいわゆる「空間的貸付取引」が生ずるのは肩代りされる債権が非居住者に対するそれであるということの結果にすぎない。しかもそのことは外国為替手形の作成に当初から内在する貨幣取引上の技術にかかわるものである。それ故にこそまさに為替銀行の営む外国為替取引特有の貨幣流通操作が前提となっているといわなければならない。

たしかに、Cにとっては乙国で支払われるべき債権が自国で回収しえたかぎり、対外債権の取立という目的を達成しえたことになるが、A C間の取引自身はさしあたって国際的な決済とは関係ないのである。図で云えばAがC振出しD宛の手形を買いとった段階では、Dに対する債権が甲国居住者CからAへ移転するにすぎないのである(①→②)。この取引自身は

47 もっともここで、「時間的貸付取引」と「空間的貸付取引」とが同時に生ずるのか、それともまず、第1の取引が行われた後、1定の時間の経過後生ずるのか明らかでない。「包含する」といえば前の意味にとれるし、「すぐ接続して」とか「継起的に発生」といえば後の意味にとれるが、氏の「時間的貸付取引」と「空間的貸付取引」の定義から見て前の意味、つまり二つの貸付取引が同時に生ずるとされていると解してもよいであろう、なお、片岡氏も取立為替取引を同じように「空間的信用」と「時間的信用」との二重の貸付取引としてとらえられているように思われる(片岡「為替取引と国際通貨問題」前掲論文、47-8ページ)。

国内金融取引＝貿易前貸金融である。むろん、A C間の取引は二国通貨間の換算という操作を伴っているが、その換算率は、この取引とは独立してその時点での支払差額によって決まる為替相場に市場利子率を加算したものであって、その時の為替相場にはさしあたって影響を与えない。

要するに、国際的商業手形に内在する貸付取引の関係が、貸付業者としての為替銀行の立場において映し出され、ひるがえされて独自に自立化した貸付取引として営まれる一方、貨幣流通にかかわる側面は貨幣取引業者としての為替銀行による国際的決済のための操作として営まれることになる。すなわち、CのDに対する債権を肩代り入手したAは満期日にDからその支払金を回収しなければならない。AはBに手形を送付してその取立てを依頼する。満期日においてDがBにその代金を支払えば④、DのAに対する債務③は消滅するが、かわってBのAに対する債務⑤が発生する。そしてAはB宛の手形を振り出し、これを乙国に対する支払を必要とする顧客に、あるいは他の外国為替銀行に対して売却することによって、つまりは先述の送金為替と同じ方法⁴⁸でその貨幣債権を最終的に回収することができる。かくして、国際的債権債務関係は、金貨幣の現送によることなく相殺という方法で決済されることになるのである。為替取引が国際的債権債務関係を国内的なそれに振替えることによって、反対方向の国際的債権債務関係を相殺するものであるとすれば、為替取引とは本来、取立為替取引そのものではなくて、それにひきつづいて起こる為替銀行の手で行われる相殺のための操作をさすものというべきであろう。取立為替手形に内包されている商業信用は、商品流通と貨幣流通を時間的に分離するものであ

48 銀行間での取引では、現在では専ら電信為替の売買として行われるのが普通であるが、その原理的な関係は本節Ⅲの1でみた送金為替取引の場合と同じものともみでさしつかえないものと思う。もっとも、一覽払手形や郵便為替を用いての為替取引の場合には、郵送期間がはいってくるので、利子関係がはってこざるをえないが、その点を別とすれば、このように考えても誤りではない。というよりも電信為替の場合、かえって貨幣取引としての為替取引が純粹に現われる。

るが、為替取引はこの分離に立って貨幣流通上の独自の技術的操作として行われるものであって、それに先立って生ずる銀行信用の介入がここでいう「取立為替取引」ということになる。

IV 若干の歴史的考察

(1) 「国際的支払の決済が為替取引などでいっそう発展する次第も、また有価証券業務に関するいっさいのことも、要するにここではまだわれわれに関係のない信用制度のいっさいの特殊な形態は、ここではまったく考慮しないことにする。」⁴⁹

これは、マルクスが外国為替が信用論の問題として論ぜられるべきだと考えていたことを示すものとしてしばしば引用される文章である。ところが他方、同じマルクスは、それに先立って、

(2) 「為替業務は、それが単に1国の両替業者から他国の両替業者にあてた旅行者への支払の指図であったかぎりでは、すでにローマやギリシアでも本来の両替人業務から発展してきたのである」⁵⁰と述べ、ここでは明確に、為替取引が貨幣取引＝両替業から直接に生成したことを指摘しているのである。すなわち、(2)では、為替業務は両替機能から発生したものであり、貨幣取引業務の枠内にあるといわれる一方で、(1)の叙述では信用論の範疇であり、貨幣取引業務の枠を越えているという、一見、相反するような見解が示されているかのようなのである。これをもって「マルクスのパラドックス」⁵¹といわれたのは徳永正二郎氏であった。そして、氏の解決は、(2)

49 『資本論』第3巻、全集版邦訳 25 a, 397ページ。

50 同書、396ページ。

51 徳永「外国為替取引と信用—近代的為替銀行の機能とその形成論理—」『西南学院大学商学論集』第22巻第2号、166ページ。以下にみるところから明らかであるが、氏の場合には、送金為替取引の意義が軽視されている。なお、(2)でマルクスが云っているのは「旅行信用状」であるとする根拠はない。送金手形のようなものであったと考えても差しつかえないのではなかろうか。

でマルクスが述べているのは「旅行信用状」のことを云っているものでありそれは本来為替取引とは区別されるべきものであるというものである。⁵² だがはたして、そのような解釈が許されるであろうか。マルクスが外国為替について述べているのは断片的であり、実際に彼がいかなる形で外国為替論を構想していたかについては推論の域を出るものではないともいえるが、それにしてもマルクスにあっては為替取引が信用論次元の問題としてとらえられていたと⁵³する見解には疑問がある。ここにマルクスのいわゆる「信用制度」とは何なのか。明らかに、徳永氏は利子生み資本の制度、あるいは広くいって貸借取引の制度と解しておられるように思われる。実のところ、マルクス自身が信用制度という用語を曖昧に定義して使用しているわけではないが、しばしば、それを銀行制度と同義に用いていることに注目⁵⁴したい。もしそのように解することが許されるならば、徳永氏のいわゆる「マルクスのパラドックス」は「パラドックス」ではないことが明らかとなる。次のように解釈することはできないであろうか。すなわち、始源にさかのぼると為替取引は貨幣取引業務として発生したが、貨幣取引業務のみならず貸付業務を営む銀行制度（＝信用制度）が出現し、これによって

52 同書、169ページ。

53 マルクスが外国為替を信用論—貸付取引の問題としてとらえていたとされる典拠としては、ここで引用した(1)のほかに「地金取引そのもの、すなわち一国から他国への金銀の移転は、商品取引の結果でしかないものであり、それは、国際収支の状態やいろいろの利子率の状態を表現する為替相場によって規定されている。地金取引業者そのものは、ただ結果を媒介するだけである。」(『資本論』第Ⅲ巻、全集版、邦訳25a, 399ページ)と、『資本論』第3巻35章「貴金属と為替相場」でほとんど全体にわたって利子率と為替相場との関係が論じられていることが挙げられる。マルクスが為替相場と利子率との関係を重視していたのはたしかであるとしても、マルクスが外国為替を本質において貸付取引であるとしていたというのには、にわかには賛成できない。35章において、利子率は為替相場に、また為替相場は利子率に影響することがあるであろうが、しかし、為替相場が変動しても、為替相場は不変でありうるのであると述べていることや、35章は、外国為替(相場)そのものの体系的説明を試みたものでもないことからみても、そのように解釈することはできないと思う。

54 この点については、下平尾勲『貨幣と信用』新評論、1974年、254～255ページ。

国際的商業手形の売買という形で為替取引が営まれることによっていっそう国際支払の決済は発展していく。だが純粹に貨幣取扱資本を対象にしているここではそれについて取り上げるわけにはいかない⁵⁵。為替銀行は信用状の開設等によって輸出業者の振出す手形の信用を高め、したがってまたその割引を容易にし、あるいは、自らも手形の買い取りを行なうことによって、国際的商業手形取引=商業信用の利用を促進する。更には支払の一時的不均衡に際しては為替相場や利子率の動向を考慮しつつ、支払猶予や短期信用を相互に、あるいは貿易業者に供与することによって、国際的な金移動を縮減することになる。つまりは「国際的支払の決済」は大いに発展するのである。

要するに、「マルクスのパラドックス」は外国為替取引の歴史的生成発展という視角に立って解釈すれば「パラドックス」ではないということである。そこで、最後に、以下、外国為替の生成発展の歴史を簡単にふりか

55 なお、先のマルクスからの引用箇所(1)「国際的支払の決済が為替取引などでいっそう発展する次第も……」は、原文では „Wie sich weiter die Ausgleichung der internationalen Zahlungen im Wechselhandel etc. entwickelt, lassen wir hier ganz außer acht, wie alles, was sich auf Geschäfte in Wertpapieren bezieht, kurz alle besondern Formen des Kreditwesens, das uns hier noch nichts angeht.“ (Dietz Verlag S. 330) となっているが、長谷部訳では「手形売買などによる国際的諸支払の決済が如何にして一そう発展するかは、有価証券業に関する一切、要するにここではまだ吾々に関係のない信用業のあらゆる特殊形態と同様に、ここでは全く顧みないでおく。」(青木書店、第4巻、452ページ)、向坂訳では「国際的諸支払の決済が、いかに手形取引その他において、さらに発展するかは、有価証券業務にかんする一切、要するにここではまだわれわれに関係のない信用制度の一切の特殊形態と同様に、いまは全く考慮外におくことにする。」(岩波文庫、第6分冊、500ページ)(傍点は引用者)と訳されている。とくに“Wechselhandel”とKreditwesens”の訳がそれぞれ、微妙に異っているが、ここでは国際的商業手形の利用が普及して、為替銀行によりそれらが買いとられるようになった段階での為替取引のことを述べているのだというわれわれの解釈は、向坂、長谷部訳からみても誤りではないと思われる。引用箇所(2)での為替業務というのは、送金手形の利用をさしているものといえよう。以上のようにみても、引用(1)に示されたものだけが為替取引で、(2)はそうではないという見解には納得できない。

えってみることにしよう。

為替手形は貨幣取引商人が使用した両替手形に始まるというのが通説である。⁵⁶それは金銭両替と金銭移送を内容とするものであって、送金手形ともいわれる。そうした為替手形は、極めて古い時代にまでさかのぼり、バビロニアやアッシリアの商人によって使用されていたともいわれているがそれによって外国為替取引が行われていたという十分な証拠はないようである。⁵⁷当初においては商人による単なる現金移送の引受けを意味したにすぎず、現実に現金の移送が行われていたものと思われる。それが送金のための手段として重要な意味をもち、量的にも質的にも大いに発展するのは中世後期において盛隆する国際定期市を背景としてのことである。専門の貨幣取引業者である両替業者が出現し、彼らは各地に代理業者をもち、両替取引と送金取引を行ない、その手段として手形を用いたのである。送金を依頼しようとする商人は、両替業者に自国貨幣を払込んで手形をうけとり、外地での外地貨幣での払いもどしを受ける。そして両替業者の側は定期市手形ともどし手形を売買することによって、隔地間の債権債務をバラスさせ、現金の輸送を最少限に縮約することによって、この取引を行った。12世紀頃から両替商の手で現金輸送によらず手形を利用しての国際送金が大規模に行われた。なお、その場合、手形といっても約束手形式の

56 以下の叙述においては次のものを参照した。平田央『有価証券法史論』清水弘文堂書房、1931年(1968年復刻)。山下宇一「手形制度発達史抄」『松山商大論集』第2巻第1号；「商業学的信用理論」同誌、第2巻第4号；「マーカンティリズム為替論の経済史的解釈」同誌、第3巻第2号；「銀行小切手制度成立の経緯について」同誌、第5巻第3,4号；「銀行為替業務の成立過程」同誌、第6巻第1号。橋岡重行「原生的為替手形の成立」『八幡大学論集』第8巻第2号(のちに『金融論選集』第5巻に収録)。

57 P. アインチヒ(小野朝男、村岡俊三訳)『外国為替の歴史』ダイヤモンド社、17～8頁。29頁。なお、アインチヒは、両替取引と為替取引を同一視している。「実際の意味での外国為替制度が生じたのは、取引の両当事者の銻貨が個数計算で譲渡されるにいたったときのみである。……個数計算による銻貨交換が可能になったとき、やっと外国為替取引になった。」(同書、17頁)。

ものであったが、14世紀中頃までには、それに附随していた、代理業者に対する支払委託書が独立して独自に為替手形に結実したといわれる。⁵⁸ 徳永氏によれば、13世紀後半における支店・代理店網に立脚した国際的商業網の形成にもとづく委託販売・代理店制度の普及の下で、委託人が、委託販売の結果生ずる外地の受託人（支店・代理店）に対する外貨預託を前提に受託人宛に振出した支払指図書が独自に自立化して送金的手段として送金人によって需要され、利用されたところに支払指図書としての外国為替手形の完成がみとめられるという。⁵⁹ それはまた委託販売商人にとっては委託販売代金の回収を意味したことは云うまでもない。なおここでは、先の場合とちがって、手形の振出しは商人によって行われてはいるが、手形は既の実現された販売代金の外地の販売受託人の預託を前提に振出されている以上商業取引上の貸借的信用＝商業信用が化体したのではなく、単なる貨幣的手段であり、本質において両替送金手形にはかならない。手形振出人である委託販売商人と手形の買取人との取引はそれ故に貨幣取引であるといわねばならないであろう。その意味でここでの手形振出商人は単なる商人というよりも貨幣取引業者もかねていたといつてよいであろう。各地に支店や代理店をもつ大商人が貨幣取引業務をも同時に営むというのはむしろ普通にみられる歴史的事実であった。そうしたなかから、国際的商品流通、したがって国際的貨幣流通の拡大に支えられて独自に専門の貨幣取引業者としての為替業者として、更に貨幣取引と併行してそれとむすびつ

58 山下「手形制度発達史抄」前掲論文、111ページ。

59 徳永正二郎「為替取引と信用代位説」『金融学会報告』41号、64ページ。

60 徳永氏は、この取引においては、手形振出人は手形買取人からの貨幣受領と引きかえに、単に自己の外地受託人に対する支払指図書をわたすのみではなく、むしろそれを補助書類とする公正証書＝（手形買取人に対する）債務証書を引きわたしたという事実をもって、両者の手形売買取引は貸付取引＝貨幣信用であるといわれる（同書、64～65ページ）。だがここに云う債務証書に化体している信用関係は、貸借的信用関係というよりも、むしろ、送金取引に伴う寄託上の信用関係であるとみなすべきではないか。

いて貸付取引業務をあわせて営むに及んで為替銀行業者へと脱皮してくるのである。

ところで、以上においてわれわれは未だ貨幣手形としての外国為替手形とそれを用いての為替取引のことしかみていない。だが外国為替手形としては貿易商人によって商業取引上の信用関係を化体して振出される手形が存在する。山下宇一氏によれば、為替手形の使用は当初両替商に限られていたが、為替手形の形式が確立する14世紀頃から一般商人もその振出人となり、またその支払人となるようになったといわれる。実は13世紀以降の商業革命にともなう代理店取引の普及の下で、そうした為替手形の生成がみられる。⁶¹ 先には委託された商品の販売が完了した後に委託商人によって受託商人宛に振出された手形の例をみた。だがそれは既に述べた通り、本質において貨幣手形というべきものであった。だが、商品の委託がなされると同時に手形が振出され、その手形が売買されるということも生じるに至った。歴史的事実としてはその手形の買手は通常、貸付業者（マーチャント・バンカー）であったといわれるが、⁶² それに先立っては、送金を必要とする輸入貿易業者によって買いとられたと考えられる。むろんこの場合の手形は、その裏づけとなる商品取引の関係は委託的なものであり、実際に売買されたわけではない以上、商品の売買取引と一体化して生ずる貸借的信用＝商業信用——とはいってもこの段階では正確には商業信用の先

61 楯岡、前掲論文、172ページ。

62 同書、173ページ。こうした取引がなされるようになると、商品の輸出入と関係なく、純粹に金融目的で為替手形が利用された。乾燥為替 dry exchange や仮空為替 fictitious exchange といわれるものがそれで、いずれも実際には商取引にもとづいての債権、債務関係はないのに、あたかもそれがあるかのように偽装して手形を振出し、為替関係をとり組むものである（小野『外国為替』前掲書、15ページ）。あるいは、真実の商取引を背景として生ずる外国為替取引の場合でも、為替取引にむすびつけて貸借取引が行われていたという。（飯塚一郎『外国為替』中公新書、1972年、154—159ページ）。こうした取引が行われた背景には、徴利禁止や厳しい最高利子の制限がなされていたという事情があげられる。

駈となる商品信用というべきであろうが——とは異なるけれども、商業信用的な関係をはらむ。ともかくも、輸入業者と輸出業者との間での、後者振出の商業為替手形の売買取引が行われたことは否定できない。その場合⁶³為替手形は前者にとっては送金手段として、後者にとっては取立手段としての意味をもっていた。そこには潜在的には利子生み資本の関係をうちに⁶⁴はらんでいたといわざるをえないが、為替手形の貨幣流通技術としての側面に重みがかかっていたといわなければならない。それはともかくとして⁶⁵輸出業者の振出した取立手形(=商人手形ないし個人手形)そのものを送金手段として買いとるという方式では、外国為替の直接的発生の基礎となる諸取引の「特殊あるいは個別具体的性格、すなわち手形の種類、満期日、金額、その他の条件についての多様性」⁶⁶やその手形の——名宛人の一信用度故に、その需給の出合いは、極めて限られた範囲でしか成立しえない。そこにその需給の出合を媒介するものとして専門の為替取引業者の仲介が要請されることになる。だが単なる仲介によっては障害は完全には克服されない。こうして輸出業者と輸入業者との間の単なる仲介業務をふみ超えて、自らの勘定で輸出手形を買いとる一方で、送金依頼人に対しては

- 63 P.アインツヒによれば、アメリカでは19世紀の初期の数10年間でさえも、新聞広告を通じて輸出入業者の間で直接に手形の売買が行われたという(P.アインツヒ、前掲書、209ページ)。
- 64 買いとられた手形がそのまま対外的な債務の決済手段として利用されうるかぎりにおいて、さしあたり、それは商業貨幣として規定してよいであろう。そうすると輸出業者Aと輸入業者Cとの取引は国際的商業貨幣と国民通貨との交換として現われる。A、Cにとっては一方で与えた信用で他方の受ける信用を相殺するという効果をもつことになる。もっともAC間の信用は商取引上の信用ではなく、貨幣形態での信用であるから通常の国内商業手形の流通とは異なる。ここで「国際的商業貨幣」といっても、本来の国内的「商業貨幣」に類比してのことである。また、国民経済の見地に立てば、この外国為替手形による決済は、与える信用で受けた信用を相殺するという関係にある、ということもできる。
- 65 商人相互間による手形の利用は、当初専ら取立や送金の手段としての意味をもっていたが、金融業者や初期の為替銀行業者によって、為替手形の買い取りが行われるようになると、その買い取りは金融的色彩を加え、強めていった。
- 66 木下、前掲論文(2)、43ページ。

自らを振出人とする手形を売却するという取引に乗り出す。輸出手形の買取りは貸付取引としての意味をもつので、この場合為替業者は送金手形の売買という貨幣取引としての為替業務のみならず、貸付取引を営むわけで彼らはもはや単なる貨幣取引業者ではなく、銀行業者、為替銀行業者ということになる。

かくして、為替業者による貨幣の受入れ、別地で支払うという債務——委託取引にもとづく債務——を承認するという取引は、顧客が別地で返済するという条件で貨幣を貸すという取引、つまり貸借の信用関係へと展開発展してくるのである。むろん、商業手形の売買という取引が普及し、手形割引の制度が確立するには、裏書譲渡の慣習的法的な確立が前提となるであろう。⁶⁷

外国為替制度は16世紀後半には大陸を中心にかなり一般化したものとみられているが、イギリスではそれは17世紀後半にはいつてからのことである。だが、産業革命以降貿易の中心がロンドンに移るにつれて、ロンドンを中心に外国為替制度も発展することになる。

以上、ここで確認すべきは、歴史的生成的な見地に立つ時、送金両替の両契機を含む送金為替取引が先行し、取立為替＝商業手形の売買による両替・貸付取引を内容とする取立為替取引が生成発展してくるということである。もとより、現実の貿易決済の方法としては取立為替形式——とくに19世紀後半において成立する荷為替手形による取引——が量的に圧迫するに至り、送金為替方式による決済は少なくなった。それは貿易金融と為替取引がむすびついているので、資本の利益にそうからである。だが、それ

67 為替手形は商人社会の慣習として譲渡されていたが、イギリスにおいて17世紀の第二・四半期の経過中に、外国為替手形の裏書譲渡が法的に承認されたという(山下宇一「銀行小切手制度の経緯について」前掲、43ページ)。国内手形は1630年代に利用されはじめ、17世紀後半においてその使用が頻繁となったという(同書、43ページ)。

にしても、貨幣手形やその他の貨幣流通取引のための技術的手段——書信為替や電信為替——を用いての外国送金為替取引はその存在を失っているわけではない。また、荷為替の買いとりの取引の結果、国際的債権債務関係は為替銀行の手に集中され、中心国銀行の側での勘定上の貸借記張という形で相殺されることになる。未相殺の残高が残る場合には為替銀行間での——つまりは外国市場での——為替の売買取引によって調整され、金現送は最少限に縮減される。この銀行間取引においては、19世紀末以降、もっぱら電信為替が利用されるようになったが、こうした銀行の手で行われる国際的債権債務関係の振替決済のための操作が為替取引であり、貨幣流通取引に属することは云うまでもない。こうして、資本主義経済の確立発展の過程で、貨幣取引としての外国為替制度は資本の運動にとり込まれ、位置づけられ、整備されてくる。まさに近代的な外国為替制度は資本のための制度として確立してくるのである。

むすびにかえて

以上、為替取引はその形態においては信用代位取引として現象するとしても本来そこに現われる信用関係は貨幣取引上の信用関係であって、そうであるかぎりには、為替取引は貸借取引ではなくて、むしろ貨幣取引としてとらえられるべきことを明らかにした。為替取引における信用関係を検討し、さらには、簡単な歴史的考察を加えることによってそのことを明らかにしようとした。もとより、歴史的な考察といっても未だ不十分なものとどまる。さらには、為替相場のことについては全くふれていない。外国為替をめぐる論争はむしろ為替相場の理論的解明に向けられてのものであったし、為替信用代位説や為替利子説もまたそうした視角からの「交換比率説」や「手形売買価格説」「両替比率説」に対する批判とその克服

が志向されてのものであった。為替取引を貨幣取引と規定するわれわれの立場からすれば、当然に外国為替相場もまづもって貨幣論次元で規定されるべきだということになる以上⁶⁸、こうした批判の検討をふまえることなしには本稿で述べたわれわれの見解も十分なものとはいえない。だがそうした問題はもはや別の機会に上げるほかはない。

なお最後に、外国為替はまづもって貨幣論の次元でとらえるべきだとしているからといって、それで十分であるとしているわけではないことを念のために付け加えておきたい。現実の具体的な外国為替現象が国際的な貸借取引と切はなして解明できるものでないことに異論をもつ論者は外国為替をいかに規定するものであってもありうるはずはないであろう。かといって為替取引そのものを貸付取引と規定しなければ、深く貸借的信用関係とむすびついた現実の外国為替をめぐる諸現象を解明できないということにはならないのである。外国為替取引をその本質において貸借取引とみなす見解は、かえって、外国為替と世界貨幣＝金との関係やひいては外国為替と信用制度との関係を正しく把握する上で問題を生み出すことになりはしないだろうか。この点の検討もあわせて今後の課題である。

68 外国為替はまづもって貨幣論次元の問題としてとらえうるし、とらえるべきであるとしたとしても、「為替取引＝両替取引」説、「外国為替相場＝両替比率説」に立つものでないことは、本稿で述べてきたことから明らかであろう。電信為替の出現はそうしたものに極めて近接するとしても、両替取引と外国為替取引はちがう。